

本願寺史料研究所報

5 3 号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇一八二六八

京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一―

内線 (五四一八)

発行者 所長 赤松徹眞

発行日 二〇一七年七月十日

本願寺と「勤王僧」

――月性の京都における活動を中心に――

小林健太

一、はじめに

幕末期の西本願寺（以下、本願寺）が、「勤王」を教団の政治的基本方針としたのは、文久三年（一八六三）の広如による、いわゆる「勤王の直諭」からである。その「勤王」路線の先駆として位置づけられてきた人物に月性（周防国遠崎村妙円寺・現柳井市、一八一七―一八五八）がいる。月性は「海防僧」とよばれ、「勤王僧」の代表的な人物とされてきた。旧版『本願寺史』第二巻には次のようにある。

本願寺の朝廷に対する親近は、すでに伝統的であつて、この時代に始まるものではないが、幕末の情勢は、それに拍車をかけることとなつた。周防の僧月性が広如宗主に召されて、「護法意見封事」を提示したのは、安政三年十月であつた。月性が海防僧として著名であつたことは、周知の通りであるが、月性の影響下にあり、この後明治時代の本山を担うにいたる大州鉄然を初めとする長州勤王僧たちの登場のさきがけとなるものであつた¹⁾

月性の活動が、そのまま明治維新以降の教団の近代化につながる、多大な影響を与えたとしている。しかし、児玉識氏が「僧侶身分でありながら政治世界に躍り出た経緯や、それを可能にした教団的背景、さらには月性が教団に与えた影響などについては、未だ十分に論究されていない²⁾」と指摘するように、「海防僧」・「勤王僧」と呼称されるに見合うほどの具体的な行動は解明されてい

ないように思われる。

また、海原徹氏は、月性は「詩人としてはたしかに有名」だが、当時「彼が唱えた尊攘討幕論はさほど注目されなかった」という。³⁾

さらに近年では、岩田真美氏が、安政三年（一八五六）十月に月性が広如宗主に提出した「護法意見封事」は、月性の「門人等」によって削除・改変されたのちに『仏法護国論』として出版されたと指摘した。⁴⁾

しかし、以上の研究をみても、月性がなぜ本願寺に登用されたのか、本願寺ではいかなる役割を荷負されていたのか等については、十分に明らかになっていないとはいえない。児玉氏・海原氏の詳細な研究は、主に妙円寺所蔵史料を用いてのものであるが、本稿で紹介する本願寺史料研究所保管史料から、月性に関係する記事を抽出し、分析することによって、本願寺が月性をどのように有用な末寺僧であると認識し、どのような経緯で登用したのかを知ることができると考える。そこには、本願寺が月性という存在に、何を期待していたのかという問題も潜んでいる。さらには、先行研究にいわれているような、月性の個人的な業績が、幕末期の本願寺の動向を明らかにする上で、重要な問題であったといえるのかどうか、再検討する必要をも提起できようであろう。

二、月性登用の理由

月性が本願寺の記録に登場するのは、管見の限り、留役所『周防長門国諸記』（以下、『防長諸記』）の安政三年一月二十七日条からである。

一

長州大島郡

遠崎村

真宗

妙円寺

海防之義ニ付議論を建、其趣意夫々江申聞候処、追々衆人致帰伏、儒者も大ニ畏服致し候次第、急度裨益ニ相成候、尤右人体者清狂道人と称し、儒学ニ致達練、是又江州高尚房も書中取遣も致し候人体ニ有之、則左之通領方と褒詞被申渡候、同国者近世神道を取用、仏法を相排し候風情ニ候処、右之次第甚以都合宜敷候間、何卒御殿方も御取扱被成遣候ハ、御都合能候哉之旨、高尚房申出候由、教宗寺申出候間、猶比度上京之老僧相招、篤と其次第承り、取扱方可相伺旨、教宗寺江申達⁵⁾

月性の説く海防の論に、「衆人致帰伏、儒者も大ニ畏服致」していることがわかる。その月性を本願寺（ここでは御用僧の教宗寺）に紹介したのは、高尚房（近江国覚成寺超然、一七九二—一八六八）である。⁶⁾超然は、月性を「甚以都合宜敷」存在だと認識している。つまり、排仏の風潮のなかでも、月性には人々を教導する能力があると目されており、超然は、本願寺に呼び出すことの是非を教宗寺を通じて伺いを立てている。

ここで重要なことは、月性の存在が本願寺にとって「都合」のよいものであったから推挙しようとしていることである。文面から推測すれば、排仏に対抗できる人材であると見込まれたことになるが、具体的なことは、この史料だけではわからない。

また海原氏は、妙円寺所蔵の史料から「二月某日、本山御用僧より四月六日から一二日まで本願寺御堂において月性に法談を命ずる書状が来たが、これに月性の側が応えたような形跡はない」と述べているが、本願寺の記録には法談を命じたような記録を見つけないことはできない。しかし、「比度上京之老僧相招、篤と其次第承り」ともあることから、叔父の周邦と超然が接触したことは考えられる。超然は、二月二日に周邦を招き、月性の説を尋ね、十一日には帰国する周邦に月性宛の書簡を託している⁽⁸⁾。この書簡に海原氏という御堂での法談を命ずる書状が含まれていた可能性もある。

本願寺の記録から月性を呼び出したことがわかるのは、『防長諸記』安政三年六月十日条である。

一 防州遠崎

妙円寺

外典ニ秀ル人体ニ而所謂清狂道人と相称し候、右ニ付、召状之義左之通教宗寺と伺出

一 右同寺

右仁体ハ兼而外典拔群之聞有之、然処近年異国船渡来ニ付、領方手当方承り、ヶ様之時節御門徒之

面々心得違有之候而者御宗風通塞ニ相抱候与心掛ケ、法談法話之節不惜身命之思を成し国恩演説ニ骨折候由之処、領方役人ハ勿論家中之面々九步通致随喜御宗風相輝候趣、追々相聞候ニ付、御登之上御取扱御座候様仕度候、尤両三日之内長州之僧帰国之仁体御座候ニ付、早々御召状御下ケ被相成候様仕度、尚同寺是迄之次第ハ為念光明坊迄教宗寺と内々問合可申此段奉候⁽⁹⁾

月性は「外典ニ秀ル人体」だとして召状が出されている。門徒教導に力を尽くし、「法談法話之節不惜身命之思を成し国恩演説ニ骨折候由」であるという。このため藩内の役人や家中も「随喜」していることから、本願寺は、京都での「御取扱」にしたいと考えている。

さてここで、本願寺の「御取扱」、また、安政三年正月二十七日条にあった、「御都合能候」とは、どのような意味合いであるのだろうか。

当職御用談掛り

補佐役

大組家柄二百石

坪井九右衛門

此もの於一国ニ英才之軍人有之、儒学及び詩文ニ達し、至極排仏家ニ御座候処、諸人之妨□冤之罪科を以十ヶ年余押隠居被申付引籠居候内、大ニ仏法之深理を悟り、別而御宗門へ帰依致仏祖善知識之御伊恩可奉報心底厚御座候処、不図も近頃累年之讒害相解

ケ長州ニ而者古来例を不聞押隠居之もの再勤致し、前ニ申上候御用談掛り与申役義御政務可仕与御手元へ之両役ニ預り兼帯いたし居候を旧復別段ニ一役を設ケ三役座之上首ニ被置候へ者、防長両国政務之枢機□□として不管義ハ無御座候ニ付、何成共御本山御便利ニ相成候義者可成丈心配可仕候、併他国内通之科者至而重く致露顕候へ者嶋流ニ被申付候事故、至極秘密ニ御座候、録所清光寺之義杯も大ニ憤り罷有候間必何様ニも御内評次第調略可仕見通ニ御座候事^⑩

長州藩士の坪井九右衛門（一八〇〇—一八六三）についての記事である。もともと排仏家であった坪井が、十年ほど押隠居している間に、「仏法之深理を悟り」、さらには真宗に帰依した。そして再勤を許され、現在では「三役座之上首」となり、「防長両国政務之枢機」であるという。政務の中心人物となった坪井が真宗門徒であるということは、「何成共御本山御便利ニ相成」が、万一露顕すれば「嶋流」であるから、なるべく秘密に「調略」すべきであるとしている。

坪井の存在が「御本山御便利」であるとは、どのように理解すればよいのか。坪井は押隠居を命じられている間に真宗に帰依し、篤信者となった。この坪井を「調略」すること、つまり内密に接触を図ることが本願寺にとって重要なのであろう。ここから本願寺は、従来より友好的な関係にあった長州藩の内部と接触する糸口をつ

かもうとしていることがわかる。このことは、ほぼ同時に月性が京都に呼ばれていることと無関係であるとは思えない。本願寺は、長州藩との良好な関係を保持し、より接近しようと画策しているようである。

三、月性の「御用」は誰が決めていたのか

前節で述べたように、本願寺が長州藩と関係維持のためだけに月性を京都に呼び出したとは考えにくい。しかし月性の上京届には、次のようにある。

一 防州遠崎村

妙円寺

月性

御召上京之義左之通届、依而其段御用僧炤善寺江申達

奉御届申上候

過七月中旬御録所方呼出ニ相成候ニ付、同下旬出萩御用承候処、御召登御用状到来致候間、早速上京可致旨被申達、乃其段国方政府江相願、八月十日方九月晦日迄、五十日之間出国免許有之、如期日出船仕候得共連日之逆風ニ而海路阻塞、漸々昨五日着錫仕候、附而八帰国日限も相迫候間、御用之日数々日相懸候儀ニ御座候得者、其段早速国本江申遣、政府江日延願仕度奉存候間、右之段不日ニ御沙汰相成候様奉願上候、右御届上如斯ニ御座候、

恐々頓首

防州遠崎村

安政三辰九月六日

妙円寺

月性(花押)

島田左兵衛権大尉殿^①

月性は短期の「御用」であると考えていたようで、「八月十日より九月晦日迄」の出国を許可されていた。このことから、月性は「御用」の内容を知らされていなかったといえるだろう。「防州遠崎村妙円寺、昨日於大谷教宗寺面会候処、国方願日限相切候二付、御用向有之候ハ、差止候旨、御書下ケ被成下度与申候旨^②」と『防長諸記』にある。ここで月性は、御用僧の教宗寺と面会し、「御用」があるのか、そしてどのような内容であるか尋ねたのである。「御用向有之候ハ、」帰国を延期する、という文言からもわかる。その旨を教宗寺が本願寺に伺いを立てたところ、翌日次のように達せられた。

一

防州遠崎村

妙円寺

御用之儀有之候二付、暫在京可有之旨達書□□本
人呼出可達儀ニ候得共、□□右御用辺之儀御用僧
教宗寺与示談為致候而已ニ而、御殿与呼出し御用
申達候儀も無之、旁教宗寺手元与為相渡候而可然
哉之儀承候処、教宗寺与相渡申へし旨二付、取計
可申旨申聞、右端書大善寺江相渡、教宗寺江右之
段申聞可申旨申聞置候(略)

一

防州遠崎村
妙円寺

御用之儀有之候間、暫在京被仰付候間、其段相心得国方之儀不都合無之様申下可有之候事^③

「御用」によって「暫在京可有之旨」を命じられている。この「御用」については、教宗寺と「示談」するのみであるとし、教宗寺から月性に命じるよう決定された。ここからわかることは、月性の「御用」は、教宗寺と超然が中心になって決めているということである。

九月十五日伺御用僧十番帳^(朱書)

一防州遠崎妙円寺月将「性」義、高尚房与示談仕候所、同房申候者御承知之通天下ニ相聞候程之儒学名誉之人体故、思召を以得業被仰付度、尤御承知之通之人体更ニ当人与者昇階扨者内々相断候由ニ候得共、得業者被仰付度且又同人働方者別ニ無之、天下之儒者ニ心易何も関心随喜致候事ニ而月将申事ハ上下ニも多分相用候、依之仏法破斥之儒者共仏法ニ引入度当時相断候川路左衛門尉等も月将ニ面会之義相待候由ニ付而者從御本山右様之義蒙仰候与申事ニ而ハ却而差支候ニ付、從御本山者兼而思召有之候靈山或者大谷等ニ付詩作之義託方之儒者江申談相集候様被仰付、右者全表ニ而内□之所者前頭之意味高尚房与篤与可申含心得就而者難渋僧ニ候故月与両位之宛ニ而路用御下ケ一年程も託方江思之儘ニ遣し候ハ、急度御為方ニ相成候義

可有之、右者高尚房存意ニ御座候得共、右之義当
人承知不承知之義難相分差懸り候所右之始末此□

奉伺候

〔宋書〕
「再度伺之通」

御用僧は超然と会い、月性の「御用」について相談した。超然が提案したのは次の諸点である。「天下ニ相聞候程之儒学名譽之人体」であるから得業に推薦したいという点、月性の法談は儒者も「随喜」するほどで、排仏を唱える儒者を仏教に引き入れることができるため、靈山や大谷について詩作を依頼している儒者らの接待役をさせる点などを提案している。しかし、これは「全表ニ而」とあるように、表向きの提案ということであろう。その目的は超然が御用僧に「篤与可申合心得」させたという点にあると考える。それによって月性を京都に留めておき、月一両を支給して、ある「御用」に従事させるということが超然から提案されたといえる。

つまり、超然と御用僧によって「御用」が本願寺の意思として月性に伝えられたということではないかと思われる。翌日の『防長諸記』に、「防州妙円寺月性、得業推任、尚諸国廻歴之儀勘考申達候¹⁵」とある。ここから「御用」の内容は、「諸国廻歴之儀」であったようである。翌年の紀州出張のことを指していると考えられる。

それでは、超然は上山後の月性の活動内容を、どのように見据えていたのであろうか。

一

防州妙円寺 清狂道人

同人儀、伯父大坂覺樹院死去ニ付、今廿四日朝一
往下坂仕度申出候ニ付、承置申候、就而者、右氏
出立後、尚、高尚房罷出候者、先達而伺帳にて一
往申上候通得業被仰付度、尤、七夏にて落籍之由
に付、右も思召にて運御附被下候様仕度、尤、本
人ニは決而右之望ハ無之候へ共、対領法可然奉存
候旨、高尚房申出候、尚又、唯今御寺内金屋孫兵
衛方江止宿罷在候へ共、追々諸方之儒者罷出候ニ
付而者、旅宿所不都合ニ付、何卒靈山翠紅館拜借
止宿被仰付度、是又高尚房申出候、(略) 京都に
てハ星巖度々面会仕候、決而^(依之)星岩誘引にて御所転
法輪殿江も罷出可申、当時京都にてハ転法輪殿高
名ニ御座候、右様相成候内には、決而^(依之)所司代江も
罷出可申、右様高名之人体御門末に有之候儀者殊
ニ以随喜可仕、(略) 先何となく京都江暫被止置
度、乍併御用無之而者不都合ニ付、幸ひ之儀校補
典拠懸り人少に付、右、取調方安海〔下間〕之代
被仰付度、左候ハ、調方都合も宜敷候段、高尚房
申出候¹⁶

御用僧は超然と会談し、超然から月性の「御用」につ
いて以下のことが提案された。まず、月性の得業昇階に
ついてたとえ本人は望んでいないにしても、国方への配
慮もあるので昇階させるようにすること。次に、表向き
の「御用」については、近々儒者と面会する予定である
が、現在の旅宿である金屋孫兵衛方では色々不都合もあ

るために、靈山翠紅館を拝借して、止宿させたいということ。さらに月性は、梁川星巖の手引きで京都所司代へも面会するよう、「高名之人体御門末に有之候儀者殊二以随喜可仕」といい、月性のような人物が本願寺に存在しているということ所司代（幕府）に知らしめ、本願寺の評価を高めていく狙いがあるものと思われる。そのため、月性を滞京させておくことが必要となる。超然は月性を「何となく京都江暫被止置度」と願っており、何かしらの「御用」を仰付けることにするのだという。それは、「校補典拠」〔『校補真宗法要典拠』〕の作業に従事していた安海の代役を担わせるという名目で、月性を京都に留めておくというものであった。

それから程なくして、超然の提案は御用僧を通じて本願寺に伺いが出され、承認された¹⁷⁾。

四、月性の「御用」の内容

月性が上山して一ヶ月ほど経過し、十月に入ると、留役所『諸日記』（以下、『諸日記』）に月性の名が確認できようになる。『防長諸記』と『諸日記』との間に明確な分類の基準があるのかは不明であるが、月性が本願寺の管轄下に入ったことを示しているのであろうか。

居を翠紅館に構えての月性の「御用」は、「校補典拠」の作業に従事すること、儒者と交流することであった。『諸日記』安政三年十月二日条には、次のようにある。

十月二日御用僧之伺

一防州妙円寺江著述之詩文差出候様、且又翠紅館ハ

勝詩作申附置候事

〔朱書〕
一承置

一別紙之通、高尚房ハ書面差添、梅東ハ差出候翠紅

館ハ勝之詩差上候、可然思召候ハ、高尚房書面

之通料紙御下ニ相成候様仕度候

〔朱書〕
一伺之通

一高尚房書面之通、伊勢斎藤江詩文御頼御座候哉奉

伺候事

〔朱書〕
一翠紅館ハ八勝之詩・滴翠園記被仰付度、高尚房江

示談可有之事¹⁸⁾

この条文から、月性は主に詩作に関する事柄を仰付けられていたことがわかる。月性は「翠紅館八勝詩作申附置」こと、さらには伊勢の斎藤篤藏（拙堂）・京都の山田梅東とも交流しながら詩作を依頼することが承認されている。「翠紅館八勝」・「滴翠園記」の詩作を通じ、超然・月性と儒者らとの交流を図ることが目的であろう。

本願寺の風景を題材とした詩作にどのような意味があるのだろうか。一例を挙げると、拙堂の「月ヶ瀬記」は紀行文として高く評価され、「月ヶ瀬」の名を世に広めたものといわれている²⁰⁾。その点からも、名文家に本願寺について詩作させることによって、本願寺の名が世に広まると考えられていただけでなく、本願寺が彼らとの密接な関係を有していることを喧伝できるといえる。この決

定には、やはり超然の意向が反映されていたようである。というのも、十月四日条に、九月三十日に超然と教宗寺が会谈した内容が記されている。

一 近江

高尚房

周防月性一条并津藩齋藤篤蔵一条、左之通教宗寺
江差出候間、附紙之通及取計候事

相伺候ケ条

一 先日周防月性、長州藩士宍戸九郎兵衛誘引致し、
翠紅館江罷越候節、京師儒者者山田梅東同道致候
所、同人未夕八勝之作無之、何れ方も沙汰無之与
申ニ付相勸置候、依之此比出来之由□□候、此人
興殿之詩談も致し有名之者ニ御座候、若中思召候
ハ、清書為致可申哉、弥被仰付候ハ、料紙書御下
ケ有之度候事²¹⁾

月性が長州藩士宍戸九郎兵衛・山田梅東をつれて、翠紅館を訪れた。この部分の「同人」とは梅東のことで、超然は内々に「八勝之作」を作らせており、十月二日条で差し出されたものであろう。先の「相伺候ケ条」の後半部分は、月性と拙堂に関する記事である。

一月性、此間浪華方上京仕御届申上候由、兼而申上候趣弥被仰付候哉、且此比伊勢斎藤拙堂上京、暫時逗留致し候由、両三日前月性同道ニ而南禅寺江罷越候趣申聞候、尤所司代方被召候由、右使者江も月性面会、例之海防之談不憚申候由、且又東

六条方も内意ニ而涉成園江被相招候由、是者定而記文杯被相頼候哉ニ聞候、同人当時天下之儒者ニ而著述之書拙堂文話者、清朝ニ而印刻ニ相成候由、何れ月性翠紅館へ誘引候由申候、若記文ニ而も被仰付候御思召も候ハ、月性江申聞相頼可申聞哉、併是者山陽涉成園之例ニ有之、相当之御挨拶者可有之義故、乍内々相伺候事

追而申上候、八勝之詩者先日野田笛浦江者相頼為申候故、拙堂江も申入度候

九月卅日 高尚房

教宗寺様

付紙

拙堂者可相成者滴翠園之記被仰付度候、其中ニ豊太閣之御由緒も為相認、暗ニ御本廟之名分も挿入為致度候、猶翠紅館之詩も為作度候事²²⁾(略)

この史料は、月性が上京したので「兼而申上候趣」を命じるか否かを、超然が御用僧に伺いを立てたものと見受けられる。さらに拙堂も上京し、月性とともにも所司代の使者と面会したのだという。ここで使者に「海防之談不憚申」していることから、やはり幕府に本願寺の存在を喧伝する狙いがあつたといえる。この拙堂は、高名な儒者で名文家でもあるから、月性に翠紅館へ招き、「記文」を作成してもらおうよう仕向けている。また追而書には野田笛浦にも「八勝之詩」を依頼したようである。月性の編纂した『今世名家文鈔』にも拙堂・笛浦の文章

が掲載されている。両者は、名文家であるとともに、月性とも関係の深い人物であったということが出来る。

拙堂には「滴翠園之記」を依頼したようである。そこに秀吉の「御由緒」を含めるようにと注文がつけられている。これは「暗二御本廟之名分も挿入為致度」とあることから、真宗・本願寺と秀吉の関係が深いことを記し、本願寺の名声をも高めるよう工夫して作詩させることが本願寺の狙いであった。

拙堂は「滴翠園之記」のために、十月五日に本願寺を訪問することになった。

一 藤堂和泉守殿

儒官 齋藤篤蔵

滴翠園之記江為作候二付、明五日午刻拜見虎之間

江罷出、御亭拜見、同所二而薄茶干菓子一盛被下

之、右被下申入挨拶左司馬、此段御賄奉行主水、

且左司馬江も申達、篤蔵者左司馬父玄右衛門江韻

鏡之義二付訪来候由、右相済^(靈カ)山翠紅館江罷越、

八景之詩被仰付候事、同所二而御酒重詰吸物壺、

夕飯諸煮物切焼物二而被下、此義主水江申達、取

締順平、配膳為次郎□壺人相廻り候筈、従大奥御

懸物下る、外二高尚房・月性・専念寺、為取扱教

宗寺罷越候筈、夫々江申達⁽²³⁾

拙堂は、本願寺の御亭を見て、仕学館教授で儒者の大

喜多左司馬と面会したのち、翠紅館へ移動し、「八景之詩」の詩作を依頼された。このことは超然・月性・専念

寺・教宗寺へも達せられたようである。

その翠紅館で、月性・超然は拙堂だけではなく様々な人物と交流していたことが、次の史料からわかる。

一 藤堂家 儒官

齋藤篤蔵

(中略)

靈山御別業江罷越、則一昨日申付置候、高尚房・

専念寺・妙円寺月性・教宗寺等罷越居、御酒被下

之、大二相和清会快談之旨、篤^(蔵カ)義左之通藤堂家

京留守居高畑七郎右衛門附添来、外二弟子兩人召

連来候旨

靈山翠紅館江申之刻入来、戌半刻退出

齋藤篤蔵

藤堂家留守居

高畑七郎右衛門

美濃之人体

山中俊助

三本木丸太町上る処江止宿

出石家中

井上貞吉

裏方富島親類

江戸方昨五日着、金孫江止宿

長州萩

秋良敦之助

家来

南禅寺之内順正書院二而

齋藤篤蔵

牧善助

家長弥太郎

頼常太郎

同又次郎

同三木三郎²⁴⁾

「八景之詩」は「靈山御別業」という名目で拙堂に依頼された。その後の宴会は「大二相和清会快談」であった。そこには、拙堂のほかに藤堂家留守居高畑七郎右衛門や長州藩士秋良敦之助らが翠紅館に集い、月性・超然らと会談し、その後、南禅寺の順正書院へ移動し頼三樹三郎らとも会談したという。この順正書院は「江戸後期、貧しい英才を伸ばすため新宮涼庭が開いた医学学校」で、「八学科を設けて系統的な医学教育を施し、経学・詩文をも講じ、…多くの公家・諸侯・文人が集まり…京洛の文化サロンでもあった」場所である。²⁵⁾ 本願寺の『諸日記』に「靈山御別業」と一見関係のなさそうな翠紅館・順正書院での会合が記録されていることに注目すると、詩作を通じた儒者・武士との交流が重要であったことがわかる。頼三樹三郎のような勤王に奔走した人物も含まれており、月性・超然の狙いが本願寺を中心とした文人・武士との交流網の構築という面もあったことがうかがえる。

さて、その「諸国廻歴」の「御用」は、安政三年十二月頃から議論されている。

一紀州ニ而大炮台場出来、其近辺江人機相寄度ニ付、御出張所ニ而も拵度旨紀州役人共之内申居候者在

之歟之義、勢州津藩儒齋藤篤蔵弟子紀州藩中ニ在之、其者乃篤蔵承ニ同人乃此比靈山御屋敷ニ止宿被仰付有之候、防州妙円寺月性承り候ニ付、御殿ニ而も御出張所御座も在之候ハ、月性紀州江内々罷下り手続在之候辺より致心配可申、依而御内意相伺度、先右場処台場海岸之地理等絵図差出候旨を以、御用僧教宗寺乃差出²⁶⁾

紀州に大砲の台場が出来るため、「其近辺江人機相寄度」、出張所を設置したいという紀州役人の話が拙堂を介して月性へ伝わり、本願寺の知るところとなった。そのため、月性の紀州出張に影響が出るかと心配している。このことから、月性の紀州出張はこの記事以前から計画されていたものといえる。²⁷⁾ 海原氏は紀州出張が四月まで延期された原因を、本願寺と紀州藩双方で反対する者がいるなどしたためであるとしている。²⁸⁾

十二月廿五日御用僧十三伺帳

一防州妙円寺月性義、先達已来在京被仰付有之候処、此比自坊乃頻りニ帰国之義申来候趣、就而ハ何卒御書下を以、在京之義御達被下度、当人乃申出候、就而ハ高尚房へも内談仕候処、長在京ハ不宣、乍然今暫く御止メ置之方可然申出候、尚又紀州トガノシマニ而御出張所取立之義、此義ハ高尚房も同様ニ尤ニ存候由、且又紀州輪番円光寺此比上京ニ付、月性引合示談仕候処、尤ニ承知候ニ付、何れ来正月廿日比出京、月性与鷲森御坊江御内々御

差下御座候様仕度、右一条相濟候ハ、尚帰国為致候都合相考進退可申上、依而当今之処急速左之通ニ御趣意ニ而御書下被成下度、尤御書下当人江御用僧与相達申度、依而左ニ奉伺候事

防州

妙円寺

御用向有之ニ付、先達而より在京被仰付候処、此

度帰国之義願出候得共、今暫之所在京被仰付候間、

其段相心得国(方之み)□□義不都合無之様申下可有之候事

辰十二月

(朱書)「伺之通、十二月廿八日下知」⁽²⁹⁾

月性は、最近しきりに妙円寺から帰国依頼が届いており、在京を延長する達書を下してほしいと願ひ出ている。超然は、今暫く留め置く必要があるという。紀州出張の日程も来年一月二十日ころの出発を予定し、鷲森御坊で「御用」に従事したのち、帰国させるつもりであると超然は考えている。この史料から、超然が月性の「御用」の区切りを模索していたようにも見受けられる。

さて、その紀州出張は年明けの予定であったが、折り合いがつかず延期されていたようで、安政四年一月には拙堂の「滴翠園之記」⁽³⁰⁾についての記事があるのみである。また続いて四月、月性が伊勢へ出張する旨の記事がある。

一

防州

妙円寺

月性

勢州江罷下り、斎藤篤蔵江御亭記為認候序ニ、同人靈山翠紅館ニ掲げ候額字四体皆好処与申字面相認差上旨ニ付、月性より差出候由ニ而、教宗寺与差出候ニ付沖見を以差上、尤右者同御館之奥間江御掲ケ之方宜哉与奉存候旨も申上、且又土井有恪之作詩二枚、月性より少進・左兵衛尉江相贈候旨ニ而差出

一

勢州津

文字

斎藤篤蔵

滴翠園之記出来ニ付、防州月性持登り差出、依而御側御用人沖見を以入御覧、且先日月性被下候路用等落手書、教宗寺与左之通差出

覚

但銀十枚代

一金六両三朱

右斎藤徳蔵江潤筆ニ被下候分

一金三両

右伊勢行路費ニ御下ケ被下候分

右之通金子二包ミ、合九両三朱無相違御請取申上候

防州

巳二月廿三日

妙円寺

御用僧様⁽³¹⁾

ここでは、拙堂に依頼していた「滴翠園之記」が完成

し、月性が伊勢から持ち帰って来た旨が記されている。拙堂への謝礼は「金六両三朱」であった。また十日には水戸藩の藤森恭助に依頼していた詩も献上されている⁽³²⁾。こののち、月性の紀州出張が本格的に動き出すことになる。

一

防州

妙円寺

月性

紀州江罷下候ニ付路用等之義、且藤森恭助文章認
ニ付被下物且齋藤篤藏文章之清書之義、教宗寺よ
り左之通申出、即附書申付

一月性儀高尚房とも示談之上、弥明後十八日賃
舟ニ而紀州江罷下可申事

一藤森敬助在坂ニ付、月性面会之筈、依之弑千

疋明日中御達置被下度事

一路用旁ニ金子弑両月性江被下度、是亦明日中

御達置被下度事

一藤森文章認替之儀者月性へ申聞置事

一齋藤徳藏文章清書之儀者何ニ被仰付候哉、月

性方申出候御勘考置被下度事⁽³³⁾

月性は超然と会談し、十八日に紀州へ向け出発するこ
とになった。その時に大坂へ立ち寄り、藤森恭助と面会
し、詩作の報酬である「弑千疋」を手渡すことになって
いる。また藤森や拙堂の詩に関することは、すべて月性
を仲介として進められていることもわかる。

その紀州出張（「紀州表へ御内用」⁽³⁴⁾）についての具体的
な内容はつまびらかではない。しかし、海防に関して月
性の意見を求めていたのは確実であると思われる。それ
は、『防長諸記』安政三年十二月二十五日条にあった
「紀州トガノシマニ而御出張所取立」のこととも関わっ
ていようし、『防長諸記』安政三年九月十五日条に、「川
路左衛門尉等も月将⁽³⁵⁾ニ面会之義相待候由」とあることも
無関係ではなからう。

しかし、右の記事以降、月性についての記事を『諸日
記』・『防長諸記』中に見つけることはできない。次に出
てくるのは、五月の帰国を許可する記事である。

一

防州

妙円寺

月性

帰国取扱之義、左之通掛り教宗寺方申出

五月廿九日御用僧七番伺帳

一防州妙円寺月性義、幸高尚房手元江罷下候ニ付、

従来彦根領之次第も御座候ニ付、紀州表江同寺罷

下、先都合宜敷ニ付、其次第を以彦根領江相運度

高尚房江申遣候処、同房并円照寺供々示談御座候

由ニ候得共、何分当彦根侯格別右様之義ニ付、心

配行届候御人体にも無之由、且又家来之内にも可

然手寄之人体も無之ニ付、依之月性を以相開候義

ハ、時節不至ニ付、此段教宗寺江申入へく候旨ニ

而、月性義廿四日高尚房手元江罷越、一昨廿七日

婦京月性乃申出候、就而ハ尾州ハ月性手掛りも御座候故、右之処江遣し候而ハ如何と、高尚房乃申越候得共、御承知之通之裏方勝之国柄故、先見合候方可然、夫二付最早月性一旦帰国被仰付候方可然、夫二付同寺国方之次第も御座候故、左之通御書下被下方、高尚房乃内々願出候、尚又外二御取扱も不及候得共、御承知之通之極貧僧故、路用旁左之通御目録被下度、尤同人罷下候共、先達齋藤徳藏并藤森敬助江御頼之文章相改差上候様、手数仕可申事

防州大島郡遠崎村

妙円寺月性

從來修学出精之処、猶海防之儀心懸、自他之門葉江弘法之上乃国恩相弁候様厚申論、於国法預賞誉候趣奇特之事二候、依之昨秋被召登以思召得業被仰付候、在京中内御用相勤骨折候条一段之事二候、此度依願帰国御免被成候、已後弥以御宗意無違戻様心得教導可致候事

一金式千疋

妙円寺月性³⁶

月性は、五月下旬に京都に戻っており、超然を訪ねたようである。そこでは、新たな「御用」の話も記されている。彦根へ出張するというものである。紀州出張の後、月性を彦根に移動させる考えが超然にはあったということである。超然と円照寺が話し合い、彦根侯は「格別」で、加えて藩内に「可然手寄之人体」もないために延

引されたという。また尾張藩への出張の話も持ち上がっているが、「裏方勝之国柄」、つまり大谷派の優勢な国柄であるために見合わせられたようである。

この史料によって月性の「御用」の内実がようやく明らかとなった。すなわち、それは月性を幕府内での実力者のいる藩（ここでは、紀州藩・尾張藩・彦根藩）に派遣して、海防を説いて廻らせることだったのである。当然、派遣先では海防論だけでなく、月性が長州で行っていたような法談もするはずである。それに感銘を受ける者も出てくれば、少しでも排仏の状況を打開する一助になると本願寺は考えたのであろう。

そのためにはまず、各藩と関係を構築することが必要である。月性と交流のあった齋藤拙堂・藤森恭助は二人とも藩儒であり、藩政に関与しうる人物であった。そこから本願寺との深い関わりを持つように月性が行動していたということになる。月性の海防論は、本願寺と諸藩の関係構築のためにも用いられたのであった。

五、月性の帰国と「護法意見封事」

京都へ戻った月性は、帰国を許可されることとなる。

一金式千疋

周防国

妙円寺

月性

先達而上京海防之義二付、御宗旨之義共致関係候

趣意、武辺其外へも及演説、夫々尤と聞□、先者御都合ニも相成候ニ而、此度帰国之義も申出候間、左之通以端書右ニ付被下之旨、於御対面狭屋御目附侍座左兵衛尉申達

周防国大島郡

遠崎村

妙円寺

月性

年来者修学(朱書)「之上」、外典ニも令涉獵、其外海防之儀深心懸、自他之門徒勸化之因(行右朱筆)ニ国恩厚申論候段、聊其裨益(朱線抹消)ニ(二)も可相成哉(行右朱筆)「可有之」神妙之事ニ付、去秋得業ニ被仰付、尚又學術ニ付被仰付候御用向をも骨折相動候ニ付、追々可被仰出儀も有之候得共、一先帰国願之通御聞届(朱ミセケケ)ニ相成候条、弥御宗則無違戻、主伴之分際不致「違遅」(行右朱筆)「相違」様如実ニ可致自行化他候事

丁巳

閏五月(37)

月性が「海防之義」で上京し、演説し、「武辺其外」も「尤と」感服したということで、金二千疋が下されている。本願寺が月性の「御用」にかけていた期待と成果の大きさがうかがえる。

さて月性は、これからすぐに帰国したわけではなさそうである。少し遡るが次の史料を検討したい。

一

防州

妙円寺

月性

海防之議論一冊教宗寺江相渡、公辺其外無差支世間流布、筆を以差出ニ相成、差支無之様ニ令思添削可致旨ニ而、教宗寺江相渡(38)

『防長諸記』安政四年五月三十日条で、月性は、「海防之議論」について書いたものを教宗寺へ差し出している。「公辺其外」へ広めたいということであろう。「差支無之様ニ」「添削」することも記している。

一

周防遠崎

妙円寺

月性

海防之儀、再考護法似所海防意見封中と言書物一冊、教宗寺へ差出、右者先達而差出候同趣意ニ候得共、少々御解致し候旨也(39)

さきほどの「海防之議論」は、「海防意見封中」という書物であることがわかる。それを何度か「再考」して、「護法意見一冊」として六月十三日に教宗寺から本願寺へ提出された(40)。そして十六日には、超然へも見せるように命じられている(41)。この「海防意見封中」が、安政三年十月に広如へ献じたとされる「護法意見封事」のことだと考えられる(42)。安政三年十月に提出したという記事は、本願寺の記録に残されていない。

それでは、月性がこの右の記事で提出したものは何であったのだろうか。

防州月性義相認候海防之一条添削之上、清書致し、
紀州願正寺并教宗寺江御用僧方差下、尤大御遠忌一
条ニも相拘候義、依而掛り兩人方も左之通書状遣し、
猶此□板下之認方ニ付、幸一冊之板木ニ彫刻為致候
様、教宗寺へ申達⁽⁴³⁾

月性の提出した「海防之一条」を添削し、清書したものを御用僧から紀州の願正寺と教宗寺に渡した。さらに、大遠忌ともかかわって、「板下」を作り、「一冊之板木ニ彫刻為致候様」に、教宗寺へ命じている記事である。ここからわかるのは、月性の「海防意見封中」が、超然と本願寺の検閲・添削を経て、本願寺で出版する計画があったということである。岩田氏の指摘する、月性の「門人等」が添削した⁽⁴⁴⁾ということは、本願寺史料研究所保管の史料からは明らかにすることは出来ない。しかし、右の史料から、その内容の修正に月性も関わっていたであろうことは推測できよう。

次に本願寺の史料に月性の名が見えるのは、安政五年六月二十三日条で、月性の死亡記事である。

一 防州

月性

往生之処、上京之積りニ而荷物差登候内ニ有之候
旨ニ而、長州京留主居福原与三兵衛方之書状ニ相
添、松井中務方差出左之通

一益御清滴奉欣躍候、然者防州月性□之遺物与
称し、福原与三兵衛より送越候□、別紙之通

ニ奉備電覽候、乍推察無名氏之御方、恐者貴
殿を指候義与奉存候ニ付奉伝進候、御收納被
成下候而、子細も無御座与奉存候、暫時一介
之交情実行届於野生恥入申候、来秋迄□秋之
節必訪問可仕与存候、此段申上、謹言

廿二日

松井中務

嶋左兵衛尉様⁽⁴⁵⁾

月性は、安政五年五月十日に没した⁽⁴⁶⁾。叔父の周邦の五月十五日付での超然に宛てた手紙が残されているが、本願寺の記録にはこの記事が初出である。この記事からわかるのは、「上京之積りニ而荷物差登候」と、上京の予定があつたことがうかがえる⁽⁴⁷⁾。

六、おわりに

本願寺史料研究所の保管文書群から、月性の史料を抽出してみると、妙円寺史料を用いた海原氏の年譜の記事の日付・内容とも異なる部分も多く存在していることがわかる。これらの日付の違いは、本願寺での決定から、月性へ伝達があるまでの時間の差といえる。『諸日記』・『防長諸記』の記載から、どのような手続きを経て、月性のもとへ伝達されたのかという、本願寺教団の寺務構造の問題は、後考に期したい。

また、次に、「護法意見封事」を『弘法護国論』として出版するまでの経緯の問題がある。『防長諸記』中の

記述から、修正に超然・本願寺の関与があつたことは明らかである。

このように見ると、月性の個性・能力に頼つた本願寺教団の「勤王」路線という構図が浮かび上がってくる。月性が本願寺にとつて都合の良い僧侶だとされたのは、月性には、排仏の風潮を和らげ、さらには本願寺の存在を誇示できるような個性と能力があつたからであろう。

その個性と能力を超然が見抜いたことによつて、本願寺に登用されたのであつた。そこには末寺からの報告があつたことも見逃してはならない。

つまり、本願寺を取り巻く時代状況のなかで、本願寺の名を高めるために、月性のように時代を先取りできるような僧侶の活動を「護法」・「勤王」と見なしていたともいえるのである。

今後の課題として、先に挙げた本願寺の寺務構造の問題（情報伝達の問題）、そして本願寺教団を「勤王」路線へと導き、月性の指導的立場でもあつた超然の動向にも注目して、検討を進めていきたい。

〈註〉

- (1) 本願寺史料研究所編『本願寺史』二、浄土真宗本願寺派、一九六八年、七二二頁。
- (2) 児玉識「月性と真宗教団」『維新の先覚 月性の研究』マツノ書店、一九七九年、四一頁。
- (3) 海原徹『月性』ミネルヴァ書房、二〇〇五年、iii頁。
- (4) 岩田真美「幕末期西本願寺と『仏法護国論』をめぐって

—月性「護法意見封事」との相違について—」『仏教史学研究』五三(二)、二〇一一年。

(5) 『防長諸記』安政三年一月二十七日条。以下、史料の引用にあたっては、通行の字体に改め、句読点等を付した。

(6) 超然については、赤松徹真「幕末維新时期におけるキリスト教批判の一断面—本願寺教団の動向と超然を中心として—」『龍谷大学仏教文化研究所紀要』一九、一九八二年、岩田真美「近代移行期における真宗思想の一断面—超然の護法思想を中心に—」『龍谷大学論集』四八〇、二〇一二年、などがある。

(7) 註(3)前掲書、二二二頁。

(8) 註(3)前掲書、三三四頁。さらに、海原氏は周邦が「御用僧から直接この命を受けたと思われる」(二二二頁)と述べている。

(9) 『防長諸記』安政三年六月十日条。

(10) 『防長諸記』安政三年六月十八日条。

(11) 『防長諸記』安政三年九月六日条。

(12) 『防長諸記』安政三年九月十日条。

(13) 『防長諸記』安政三年九月十一日条。

(14) 『防長諸記』安政三年九月十五日条。

(15) 『防長諸記』安政三年九月十六日条。

(16) 護持会財団編『榎穂余芳』、一九二七年、附録五頁、(安政三年)九月二十三日条。

(17) 『諸日記』安政三年十月二日条。
十月二日御用僧之伺

(略)

- (18) 一防州月性義、典拠一条二付、安海後役早々被仰付度、尤月々壹兩ツ、御下、旅宿所之義ハ、靈山御下屋敷御差支無之場所拜借被仰付度候事
〔未詳〕
「伺之通」
- (19) 『諸日記』安政三年十月二日条。
翠紅館八勝は、「善峰晚靄、嵐峽春花、梅津挿秧、音羽啼鶯、鷺山秋月、都城曙雪、桂水練光、法観古塔」のことである。註(16)前掲書、附録七頁。
- (20) 橋本栄治『斎藤拙堂・土井警牙』叢書・日本の思想家儒学篇三九、明德出版社、一九九三年。
- (21) 『諸日記』安政三年十月四日条。
- (22) 『諸日記』安政三年十月四日条。
- (23) 『諸日記』安政三年十月四日条。
- (24) 『諸日記』安政三年十月六日条。
- (25) 佐和隆研ほか編『京都大事典』淡交社、一九八四年、四九一頁。
- (26) 『諸日記』安政三年十二月二日条。
- (27) 註(3)前掲書には、「紀州行は：おそらく年初(安政四年)引用者註)に計画されていたものらし」く、前年に「僧超然や梅田雲浜と時事問題を論じているさい、当今防衛の急務は、大坂湾への出入り口となる紀淡海峡、和歌山領から見れば加田海門であると結論したこと端を発したもので、十一月中にまとまった話であると述べている(二三〇―二三二頁)。また、北島正元氏は、梅田雲浜の依頼で、月性の紀州出張が決定されたとも述べている(北島正元『梅田雲浜』地人書館、一九四三年、一六三頁)。
- (28) 註(3)前掲書、二三二―二三三頁。
- (29) 『防長諸記』安政三年十二月二十五日条。
- (30) 『諸日記』安政四年一月二十日条。
一滴翠園絵巻物江各所書小札相附左司馬差出、尚先達而同国記浄書出来同人差出置有之候帳与一緒ニ教宗寺□相渡、月性江熟覧為致不都合無之様致、伊勢儒官斎藤篤蔵江相渡、兼而被仰付有之通記文差上候様、同僧〆為相渡候都合可致段教宗寺江相渡、尚右絵図速ニ返上可有之様申聞
- (31) 『諸日記』安政四年四月朔日条。
- (32) 『諸日記』安政四年四月十日条。
一作詩三枚
外二半切四枚
水戸家
藤森恭助
- 右被仰付執筆之旨ニ而、防州月性持参之旨ニ而、教宗寺より差出
より差出
一月瀬記勝 二卷
周防
妙円寺
月性
- (33) 献上之旨ニ而、教宗寺より差出、如例差上
- (34) 『諸日記』安政四年四月十七日条。
- (35) 『諸日記』安政四年四月十八日条。
川路聖謨は安政二年十月に、友ヶ島を含む大坂湾に台場・砲台を設置するよう建議している(原剛『幕末海防史の研究』名著出版、一九八八年、三〇―三一、一七三、二四六―二四七頁)。
- (36) 『防長諸記』安政四年五月二十九日条。

略)。

一 御家中面々之内ニ、魚鳥獵ニ罷越候族有之旨、達御聴甚不届之至ニ被思召候、別而御当家ニ相勤候身分、言語道断有間敷儀ニ付、向後堅停止被仰出候事

右両条不相用輩者、御糺之上不輕御咎可被仰付御沙汰候条、急度相守可被申事

未四月

長御殿

家中に対して言語道断として禁止された魚鳥獵とは、趣味としての釣りや、現在では禁止されているかすみ網などによる罾獵でしょうか。釣りに関しては、鳥獵より娯楽性が大きいと思いますが、しかし、釣った魚は食料となったことでしょう。鳥獵の場合、愛玩用の鳥を捕獲することはおこなわれていたでしょうが、かすみ網だとすると娯楽プラス食料でしょう。

禁止の対象範囲となった御家中という言葉にも注意が必要です。御家中とは、本願寺の内部で法式を担当する堂達衆(御堂衆)などの僧侶だけを示す言葉ではありません。「御当家ニ相勤候身分」とあるように、もつと広く本願寺の内部で諸種の寺務を担当する坊官・家老などの寺侍から本願寺内の各役所に勤務した俗人すべてをふくんでいます。ちなみに明和五年(一七六八)「御家中座次列座」には、坊官四人・家老衆二人・侍衆五十一人、

在京勤番の堂達衆四十六人、以下、御境内下町代までで延べ四百人を越える名前が記載されています。はたしてこの「口達之覚」の「魚鳥獵」の禁止は、家中に対してどのくらい実効性を発揮したのでしょうか。

少し参考になりそうな記事を紹介しておきます。二〇一六年十一月二十一日に丁数が六紙(表裏表紙共紙)の袋綴じ冊子(表紙に記載なし。墨付三紙)に本願寺史料研究所で遭遇したのですが、内容は文政十年(一八二七)七月九日に達せられた「目附役言上箇条」でした。教団内の綱紀肅正のために設けられた目附役が言上すべき項目が十七点にわたって書き上げられています。その十五点目の項目には、「一御家中之面々、致殺生候者之事」とあります。家中による「殺生」の禁止の背景には、十二点目の項目に読み取れる「一御家中之面々、不行状にて人口に相預り、御称号ニ相拘り□之事」(□の箇所が読めません。力不足です)という認識が強く流れていたと、筆者は考えています。

「文政十三寅年十一月十五日ヨリ、御目附言上書入」と上書きされた袋に納められている目附の言上書(小さな切紙の一紙文書)の一つに、次のような記載があります。

乍恐言上仕候

一 御室御静謐被為在候

一 和田勢右衛門

此比桂辺へ鮎釣ニ参り、他之見分不宜、自然と右
風義を見習候者も出来仕候哉ニ奉存候ニ付、此段
奉言上候

四月廿九日

弘福(印)

右に提示した年不詳四月二十九日付の目附役弘福の言
上から、天明七年四月「口達之覚」が家中に対して發揮
した実効性には少し疑問が湧きますが、天保年間に入っ
ても本願寺の家中の者が鮎釣り(趣味・娯楽としての釣
りでしようが釣れた鮎は当然、食料となったことではし
ょう)をおこなっていることが目附にとつて本山に言上す
べき対象として認識され、機能していたことが判ります。
常時ではないにしろ、家中のみならず真宗僧侶として
ときには魚や鳥肉を食していたわけですから、目附役弘
福の「他之見分不宜」という表現や、文政十年七月九日
「目附役言上箇条」十二点目の「人口に相預り、御称号
ニ相拘り」という表現に読み取れる意識に基づいて魚釣
りを禁止するというのは、筆者にはダブルスタンダード
という面を免れることはできないだろうと考えられます。
このあたりのことについて、筆者は前記した「同朋運動
史の窓(三二)」の最後で、少し大袈裟かもしれないな
と思いつつ「真宗の伝統として「魚肉」食を否定せず、
ときには鳥肉も現に食ってきていることと、世間の流儀
との葛藤をどのように調和させるかという意識が働いて
いるように考えられます(中略)真宗の肉食における

「真俗二締」の現れとでもいえるかもしれません」とま
とめたことがあります。「真俗二締」そのものが、ダブ
ルスタンダードですから、言わずもがなかもしれません。
(歩弥紡)

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

《編集後記》

本来であれば、本号は、前号の「史料紹介」西光寺
祐俊筆「聖教目録」(上)の後編を掲載する予定でした。
楽しみにお待ちくださっていた読者の皆様に心よりお詫
び申しあげます。思いがけず、意欲的な研究成果の掲載
希望があったため、予定を変更いたしました。次号こそ、
西光寺祐俊筆「聖教目録」の後編を掲載しますので、皆
様にはいましばらくお待ちくださいますよう、お願い
いたします。

小林論文は、幕末維新期の真宗史を語る際にしばしば
言及される月性を取りあげたもので、従来、あまり知ら
れていなかった月性の具体的な京都での行動について新
たな光を当てた成果です。読者の皆様にはどうぞご味読
ください。